

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

令和元年8月1日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 長 正敏

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務
- (2) 仕様 入札説明書及び仕様書等による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、令和元年11月20日までに完了すること。
- (4) 業務場所 網走公共職業安定所（網走市大曲1丁目1-3） 外34箇所
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成31・32年厚生労働省一般競争入札(指名競争)参加資格の「測量・建設コンサルタント等」のうち「建築関係コンサルタント業務」(北海道地区)において、B等級又はC等級に格付けされたものであること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。））に加入し、直近2年間において該当する制度の保険料の滞納がないこと。※「保険料納付にかかる申立書」の提出を要する。
- (7) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（1）に照会すること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451 (直通)

- (2) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

- (3) 参加申し込み期限

令和元年8月21日(水) 17時15分

- (4) 入札書の受領期限及び場所

令和元年8月22日(木) 10時00分

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 北海道労働局総務部総務課 会計第四係

- (5) 開札の日時及び場所

令和元年8月22日(木) 10時05分

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階 北海道労働局総務課

4. 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp>) 利用の可否

本調達は電子調達システム(GEPS)の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

- (1) 上記3.(3)の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」、「誓約書」、「自己申告書」をPDF形式で登録すること。
- (2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。
- (3) 入札書の提出(登録)は上記3.(4)の期限までに行うこと。
- (4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3.(3)までに「入札参加資格確認申請・証明書」と「保険料納付に係る申立書」、「誓約書」、「自己申告書」、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を送付することを可能とする。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第2号、第100条の3第3号に基づき免除とする。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を支出負担行為担当官より求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

詳細については、入札説明書による。

- (5) 契約書作成の要否

必要である。

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務
- (2) 仕様 別添仕様書等による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、令和元年11月20日までに完了すること。
- (4) 業務場所 網走市大曲1丁目1-3 外34箇所
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、業務件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の利用がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ① 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者は参加資格を有しない。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成31・32年厚生労働省一般競争入札(指名競争)参加資格の、「測量・建設

コンサルタント等」のうち「建築関係コンサルタント業務」（北海道地区）において、B等級又はC等級に格付けされたものであること。

- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)) に加入し、直近2年間において該当する制度の保険料の滞納がないこと。※「保険料納付にかかる申立書」の提出を要する。
- (7) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（2）③に照会すること。

3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行するが、電子入札により難しい場合は、紙入札を妨げない。

(1) 電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

令和元年8月21日（水）17時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

令和元年8月22日（水）10時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

(2) 紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、および「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」**様式7**を、**令和元年8月21日（水）17時15分**までに提出していなければならない。

② 入札書の受領期限

令和元年8月22日（木）10時00分

なお、郵送の場合は提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。上記①と同時でも差し支えない。

③ 入札の日時・場所、契約事項を示す場所・問合せ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
北海道労働局 総務部総務課会計第四係
TEL011-700-5451（直通）FAX011-700-3179

④ 紙入札書の提出方法

入札書は**様式1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為

担当官 北海道労働局総務部長と記載)及び「令和元年8月22日開札 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務」と朱書きしなければならない。

なお、**様式1**における入札くじ番号には、任意の数字を3桁で記入すること。

- ⑤ 郵便(簡易書留郵便に限る)により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「令和元年8月22日開札 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3(2)③宛に入札書の提出期限の前までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時まで代理委任状**様式2**を提出しなければならない。
- ⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

次に該当する入札書は無効とする。

- ① 入札書に金額が記載されていない場合。
- ② 入札書に記載された入札金額が不明確な場合。
- ③ 入札金額を訂正したもので、その訂正についての押印の無い入札書の場合。
- ④ 請負に付される業務の表示が記載されていない場合。
- ⑤ 請負に付される業務の表示に重大な誤りのある入札書の場合。
- ⑥ 競争加入者本人の氏名及び押印(法人の場合その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印)が記載されていない入札書の場合。
- ⑦ 競争参加者の氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札書の場合。
- ⑧ 代理人が入札する場合は、競争加入者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の無い入札書の場合。
- ⑨ 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札の場合。

(3) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 **令和元年8月22日(木) 10時05分**

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階北海道労働局総務課

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人が立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を(1)の同日 午前11時までに案内する。

5 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項
別添契約書（案）のとおり

7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (2) 支払い条件
別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

入札書

(契約事項) 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり入札者説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

入札くじ番号

(入札者) 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

注1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。

注2. 金額の前に「¥」記号を付すること。

(様式 2)

令和 年 月 日

委任状

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

私は、(住 所)

(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

令和 年 月 日

次の入札に関する一切の件。

令和元年度北海道労働局施設定期点検業務

入札参加資格確認申請・証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 調達案件名称 | 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務 |
| 2 開札日 | 令和元年 8月22日(木) |
| 3 納入期限 | 令和元年11月20日(水) |
| 4 添付書類 | 資格審査結果通知書(写) |

(入札者)

所在地
商号又は名称
代表者名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	⑩

誓約書

私

当社

は、下記1及び2に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者名

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

(様式 7)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称

代表者氏名



電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務

2 紙入札方式で参加をする理由

- 利用登録の申請をしていないため
- 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- 経費等のため
- その他 ()

建築物点検業務委託仕様書

厚生労働省北海道労働局

建築物点検業務委託仕様書

I.業務概要

1.業務名：令和元年度北海道労働局施設定期点検業務

2.履行場所：「令和元年度建築物定期点検業務対象施設一覧」のとおり

・5(1)の建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検
対象施設一覧のグループBに該当する施設

・5(2)の建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検
対象施設一覧のグループA・B・Cに該当する施設

防火設備点検については、対象施設一覧に記載の防火設備がある5施設が対象

・5(3)の塀・擁壁・門点検

対象施設一覧の塀・擁壁・門点検欄に塀・擁壁・門の記載がある27施設が対象

※Dグループについては、塀・擁壁・門点検のみ対象

3.履行期間：契約締結日から7日以内に着手し、令和元年11月20日(水)まで

4.一般事項

(1)用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義は建築保全業務共通仕様書(平成30年版)第1編第1章第1節1.1.2による。

(2)契約図書の優先順位

契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①②の順番とする。

①契約書

②本業務委託仕様書

(3)受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。

(4)業務の実施

受注者は、契約後速やかに「業務着手届」を、業務が完了した際には「業務完了通知書」を「支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長」あて提出する。

業務の実施に当たっては、既存建物、設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は、直ちに当局担当者又は施設管理担当者に報告し、その指示に従い修復する。

また、修復にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(5)関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(6)本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については当局担当者と協議し、その指示に従うとともに議事録を作成して提出する。

(7)業務の再委託

点検業務における主要な部分(総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断)の一部または全部を再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、その関係を明確にするとともに、その実施について適切な指導、管理を行う。

(8)守秘義務

本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(9)著作権その他

著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。

5.業務内容

(1)建築基準法第12条第2項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく点検。(建築)

(2)建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検。

(建築設備及び防火設備)

(3)塀・擁壁・門(組積造、補強コンクリートブロック造等を含め、金属製フェンスを含まない)の点検及び測定

(4)上記(1)～(3)の点検に際し、気象条件の悪化(暴風雪や強風時等)に伴い、庁舎、宿舍建築設備が、落下、破損、転倒等、飛散物による被害が、施設利用者に被害を及ぼすことがないよう確認を行うこと。

1) 部位別の主な確認事項

A 外壁、外部仕上げ材等

- ・仕上げ材の剥落、浮き等の有無
- ・庁舎板、外壁付属物のぐらつき・破損・傾斜・腐朽等の有無

B 屋外

- ・屋外掲示板、庁舎板、外灯、電柱等のぐらつき・損傷・傾斜、腐朽等の有無
- ・樹木の枝枯れや傾き等の有無
- ・飛散の恐れのある物品は処置の確認
- ・懸垂幕の対応措置の確認

(5)各労働基準監督署及び公共職業安定所施設の屋上の清掃作業(伸縮目地材部の土砂・雑草等の除去や、ルーフトレンドレン排水口の目詰まり清掃等)。

(6)前記(1)から(5)に掲げる点検・作業の結果、建築物及び建築設備に支障がある場合の監督職員へのアドバイス、改修方法等の提案。

6.点検対象

「令和元年度建築物定期点検業務対象施設一覧」のとおりとする。

なお、各建築物の図面は、北海道労働局総務部総務課会計第四係において閲覧に供する。

※一部図面が無い場合も有。

7.点検方法

(1)国土交通省告示第1350号別表・第1351号別表及び国土交通省告示第723号による(建築物・建築設備・防火設備点検)。

(2)国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、別紙1・別紙2を参考に安全点検を実施する(塀・擁壁・門点検)。

(3)塀・擁壁・門の測定については、塀・擁壁・門ごとに、高さ(最も高い箇所の高さ)・厚さ(最も薄い箇所の長さ)・長さ(一直線での長さで、最も長い箇所の長さ)を測定すること。

また、控え壁が存在する場合は、併せて控え壁ごとの距離(最も長い箇所の長さ)・控え壁の厚さ(最も薄い箇所の長さ)・長さ(最も短い箇所の長さ)を測定すること。

※高さ、厚さ、長さの単位はm表記とし、小数点第2位まで測定すること。

8.点検結果の報告

報告書の書式は次によることとする。

(1)建築物の概要(別添1、保全台帳様式1)

(2)点検及び確認記録

(別添1、保全台帳様式2、(参考)点検及び確認記録(官公法・建築基準法)詳細様式(案)、検査結果表、検査結果図)

※保全台帳様式2の点検・確認項目のうち「建築物の敷地及び構造の点検」及び「建築物の昇降機以外の建築設備の点検」について、記載すること。

※塀・擁壁・門点検及び測定については、点検項目・点検事項(別紙2を参照)・測定項目ごとに点検及び測定結果を確認することができるよう、任意様式で報告すること。

(3)上記5の(5)における作業の前中後の写真(デジタルカメラによる撮影可)

(4)異常があると認められた箇所を示した図面

(5)異常確認箇所写真一覧(別添2、異常があると認められた箇所の写真(デジタルカメラによる撮影可)及びその内容を示すこと)

※塀・擁壁・門については、異常の有無にかかわらず、外観写真を添付すること。

※塀・擁壁・門点検の結果、倒壊の危険性等が確認された場合は、発注者へ至急報告すること。

(6)改修方法提案書(具体的な改修又は改善の方法を示すこと)

9. 成果品の提出

市販のA4版ファイルに編纂し2部提出する。編纂方法は下記のとおりとする。

(1)全施設を取りまとめ、施設ごとに上記8の(1)から(6)の順としたうえで、施設名称を記したインデックスを貼付したものを1部。

(2)施設ごとの分冊として、上記8の(1)から(6)の順にインデックスを貼付したものを1部。

※記録磁気媒体(CD等)も併せて納品すること(全施設分1部)

II. 共通仕様

1. 貸与資料

業務の実施に当たり、必要に応じ次の関係資料を貸与する。

(1) 図面類

(2) 各種点検・検査記録関連書類(各施設にて保存のため現地にて確認すること)

2. 点検実施者

(1) 点検の実施に先立ち、次の事項について書面をもって当局担当者に通知する。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴書
- ・点検に関する資格を証明するもの

(2) 点検実施者は、当該点検業務に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・一級建築士(全ての点検業務が可)
- ・二級建築士(全ての点検業務が可)
- ・特定建築物調査員(建築物の敷地及び構造の点検に必要)
- ・建築設備検査員(昇降機以外の建築設備の点検に必要)
- ・防火設備検査員(防火設備の点検に必要)

(3) 点検実施者は、常に社員証を携帯し、自社の制服(作業服)を着用する。

3. 業務条件

受注者は、点検業務の実施日及び実施時間について、北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者経由にて各施設の施設管理者と協議のうえ決定し、あらかじめ予定表を北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者へ配布すること。

なお、受注者側の理由により当初の実施予定日及び実施予定時間に変更が生じる場合には、当初予定日の10日前までに北海道労働局総務部総務課会計第四係担当者と協議のうえ変更すること。

また、高所を点検する際には墜落防止措置を必ず講じること。

4. 施設管理者の立ち会い

点検の実施に際しては、各施設管理者が立ち会うことがある。

また、受注者側から施設管理者に立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。

5. 駐車場の利用

施設内駐車場の利用を希望する場合は、各施設管理者にあらかじめ申し出ること。

6. 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務検査を受けるものとする。

- ・業務完了通知書
- ・点検結果報告書

別紙1

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

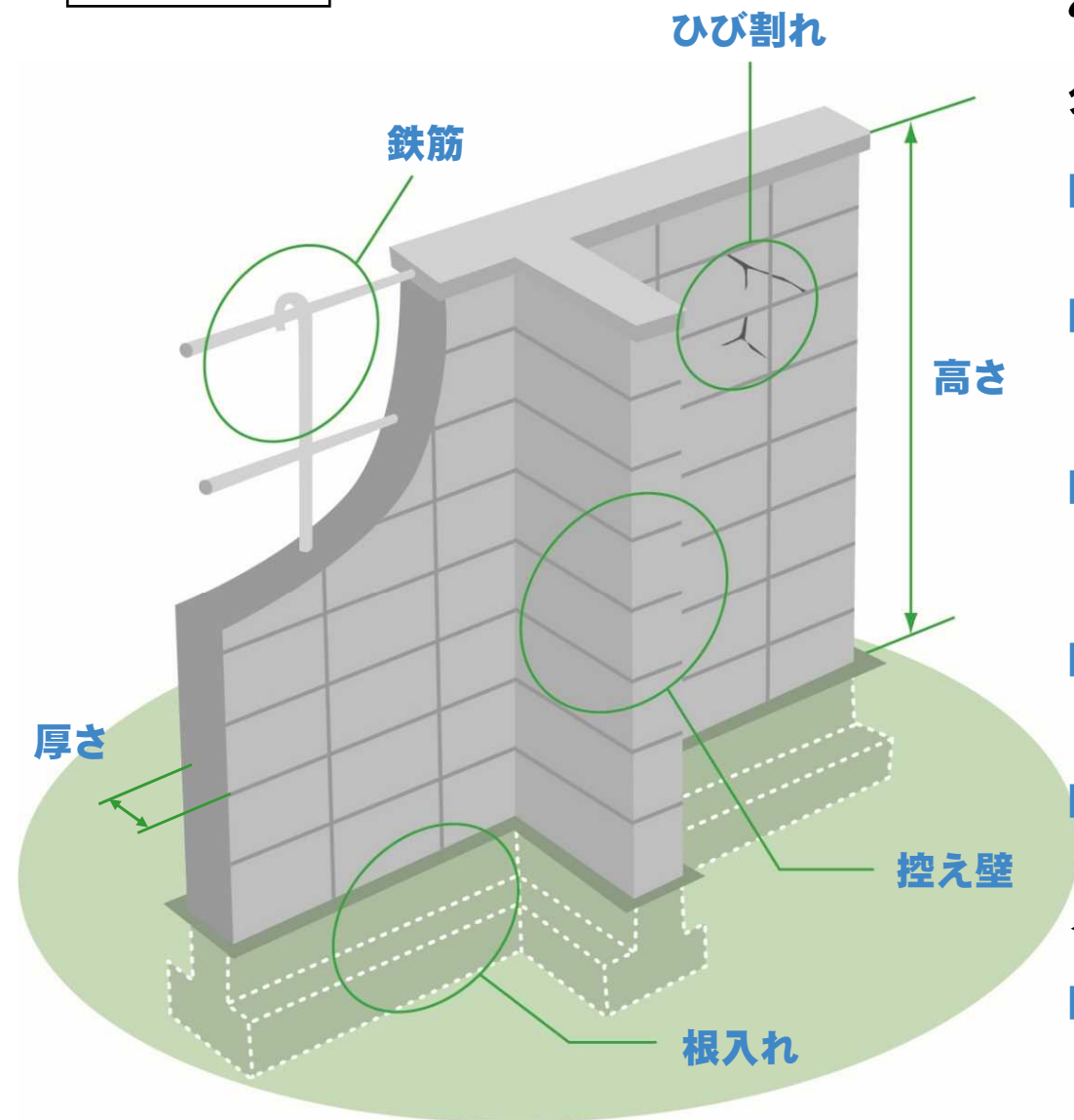
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。



別紙2

＜第一段階：外観に基づく点検＞

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

＜第二段階：ブロック内部の診断＞

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置した控え壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。

建築物等の概要(1)

施設基本情報					
施設名称					
所在地					
管理官署	(省庁)	(部局)	(課室)		
敷地内建物延べ面積	(国財)	m ²	(建基)	m ²	
建物棟数	棟				
備考					
建物基本情報					
【主要建物】					
建物名称(棟名)		棟番号		主用途	
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備考					
【その他の建物】					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備考					
建物名称(棟名)		棟番号			
建物構造		建物階数	地上	地下	塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月	
備考					
共通備考					

建築物等の概要(2)

建物基本情報				
建物名称(棟名)		棟番号		
建物構造		建物階数	地上	地下 塔屋
建物延べ面積	m ²	竣工年月	年	月
備考				
建物仕様				
備考				

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)			今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
	保	建	官				有無	今回	前回	今回	
※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目) 保: 国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目 建: 建築基準法により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目 官: 官公庁施設の建設等に関する法律[官公法]により定期(3年周期)の点検が規定されている「建築物の敷地及び構造」に該当する部位項目											
備 考											

点検及び確認記録(官公法・建築基準法)

点検・確認基礎情報	
点検・確認対象	・ 建築物
法定点検対象分類	・ 建築設備(昇降機以外) ・ 昇降機
点検者分類	・ 当該施設職員 ・ 当該施設以外の職員 ・ 外部委託
点検者(組織名)	
点検者の資格区分	・ 一級建築士 ・ 二級建築士 ・ 建築設備検査資格者 ・ 昇降機検査資格者 ・ H17国土交通省告示第572号による資格者
確認者(組織名)	

建物基本情報	
建物名称(棟名)	
建物構造	
建物延べ面積	m ²
棟番号	
建物階数	地上 階 地下 階 塔屋 階
竣工年月	年 月
備考	

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)	有無	今回対象	支障の有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
						今年度	前回	今回	前回	
建築設備	共通	全ての機器類の作動	○	△	△					
	設備機器	基礎、架台の外観	○							
		分電盤、動力制御盤、その他電源盤、受変電機器の外観及び固定	○							
		端子盤の外観及び固定	○							
		照明器具、スイッチ、コンセントの外観及び固定	○							
		監視カメラの外観及び固定	○							
		自動火災報知装置の外観及び固定	○							
		音声誘導装置の外観及び固定	○							
		インターホンの外観及び固定	○							
		トイレ等呼出装置の外観及び固定	○							
		太陽光発電装置の外観及び固定	○							
		風力発電装置の外観及び固定	○							
		構内情報通信網装置の外観及び固定	○							
		構内交換機(PBX)の外観及び固定	○							
		拡声装置の外観及び固定	○							
		映像、音響装置の外観及び固定	○							
		情報表示装置の外観及び固定	○							
		テレビ共同受信装置の外観及び固定	○							
		テレビ電波障害防除装置の外観及び固定	○							
		駐車場管制装置の外観及び固定	○							
		入退室管理装置の外観及び固定	○							
		航空障害灯の外観及び固定	○							
		予備電源の外観及び固定	○	○	○					
		自家発電装置の外観及び固定	○	○	○					
		外灯の外観及び固定	○							
		電光掲示板の外観及び固定	○							
		構内配電線路の外観及び固定	○							
		構内通信線路の外観及び固定	○							

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)				分類(※)			有無	今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
				保	建	官					今年度	前回	今回	前回	
		上記以外の の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
	ダクト(給 排気口含 む)の外 観、固定 及び作動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含 む。)	○	○	○									
		上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
	防火、防 煙ダン パー類の 外観、固 定及び作 動	無窓の居 室又は火 を使用す る室に設 けられた換 気設備	自然換気 設備及び 機械換気 設備(中央 管理方式 の空調設 備を含 む。)	○	○	○									
		上記以外 の室に設 けられた換 気設備及 び空調設 備	自然換気 設備、機 械換気設 備及び空 調設備	○											
	非常用の照明設 備	非常用照明の作動		○	○	○									
	給水設備及び排 水設備	給排水配管の外観及び固定		○											
		温熱源機器(ボイラー、湯沸し器 等)の外観、固定及び作動		○	△	△									
		ポンプ類の外観、固定及び作動		○	○	○									
		タンク類の外観及び固定		○	○	○									
		排水槽の外観		○	○	○									
		浄化槽の外観、固定及び作動		○											
		排水再利用システム等の外観、固 定及び作動		○	○	○									
		衛生器具の外観及び固定		○	○	○									
		間接排水の外観		○	○	○									
		井戸の外観、固定及び作動		○											

※分類(○印:点検・確認の該当する項目 △印:点検の一部が該当する項目)

保: 国土交通省告示により「支障のない状態」に保全することが規定されている「建築物の敷地及び建築物の各部等」に該当する部位項目

建: 建築基準法により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目

点検・確認対象部位項目(点検・確認項目)	分類(※)			今回 対象	支障の 有無	支障の場所・内容等	点検実施年月		確認実施年月		備考
	保	建	官				有無	今年度	前回	今回	
官：官公庁施設の建設等に関する法律[官公法]により定期(1年周期)の点検が規定されている「建築設備」に該当する部位項目											
備考											

検査結果表
(防火扉)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器		スイッチ類及び表示灯の状況			
(9)				結線接続の状況			
(10)				接地の状況			
(11)				予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況			
(13)				容量の状況			
(14)		自動閉鎖装置		設置の状況			
(15)			再ロック防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況				
(17)			防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	氏名	検査者番号
	代表となる検査者	
	その他の検査者	

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不 適 格	
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)	駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び閉鎖機の取付けの状況※			
(3)		スプロケットの設置の状況※			
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)		ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)	カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)	ケース	劣化及び損傷の状況			
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)	危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)		危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)		危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)		作動の状況			
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況			
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)		結線接続の状況			
(20)		接地の状況			
(21)		予備電源への切り替えの状況			
(22)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況			
(23)		容量の状況			
(24)	自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ※欄は、日常的に閉鎖するものについてのみ記入してください。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況			
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況			
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況			
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(11)			作動の状況			
(12)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(13)		感知の状況				
(14)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(15)		結線接続の状況				
(16)		接地の状況				
(17)		予備電源への切り替えの状況				
(18)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(19)		容量の状況				
(20)	自動閉鎖装置	設置の状況				
(21)	手動閉鎖装置	設置の状況				
(22)	総合的な作動の状況		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)			防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを消線線で抹消してください。
- ⑤ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果図



注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

令和元年度建築物定期点検業務対象施設一覧表

Bグループ:建築物点検・建設設備点検 A・Cグループ:建設設備点検 防火設備点検6施設 塀・擁壁・門点検27施設(Dグループ塀・擁壁点検のみ)

局・署・所名(支署・出張所(分室))	所在地	構造	庁舎・宿舍の概要			グループ	地区	防火設備	塀・擁壁・門点検(金属製フェンスを除く) ※長さ、高さについては、把握している施設のみ記載
			延面積 m ²	延面積 m ²	建築 年月				
網走公共職業安定所	網走市大曲1丁目1番3号	RC-2	336	697	S53.12	A	網走市	該当なし	該当なし
北見公共職業安定所遠軽出張所	紋別郡遠軽町1条北4丁目	RC-2	293	418	S54.12	A	遠軽町	該当なし	該当なし
帯広公共職業安定所	帯広市西5条南5丁目2番地	RC-3	726	1,846	H15.7	A	帯広市	防火扉9枚	該当なし
釧路労働基準監督署	釧路市柏木町2番12号	RC-2	281	587	S51.12	A	釧路市	該当なし	擁壁(コンクリート造)
釧路公共職業安定所	釧路市富士見3丁目2番3号	RC-2	688	1,331	H6.2	A	釧路市	該当なし	塀(コンクリート造93.41m) 擁壁(コンクリート造29.2m H0.4m)
札幌東公共職業安定所	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	RC-4	719.18	2,728.81	H24.10	A	札幌市	防火扉1枚 防火シャッター7枚	擁壁(コンクリート造)
札幌東公共職業安定所江別出張所	江別市4条1丁目	RC-2	283	463	H4.3	A	江別市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造74m)
札幌東労働基準監督署	札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2番5号	RC-2	455	1,073	S61.12	A	札幌市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造43m) 擁壁(コンクリート造45.5m H0.9m)
紋別公共職業安定所	紋別市南が丘町7丁目72-5	RC-2	322	543	S49.2	A	紋別市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)
千歳公共職業安定所	千歳市東雲4丁目2-6	RC-2	574	974	H11.11	A	千歳市	該当なし	D塀(鉄筋コンクリート造)
千歳公共職業安定所夕張出張所	夕張市本町5丁目5番地	RC-2	512	884	S51.12	A	夕張市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造 H0.9m)
旭川公共職業安定所	旭川市奉光町10番地58	RC-2	599	1,178	S60.12	B	旭川市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造112.28m) 擁壁(鉄筋コンクリート造)
旭川公共職業安定所富良野出張所	富良野市緑町9番1号	RC-2	459	710	H12.10	B	富良野市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造)
名寄公共職業安定所土別出張所	土別市東4条3丁目1-17	RC-2	162	330	S47.11	B	土別市	該当なし	塀(コンクリート造) 門(鉄筋コンクリート造)
滝川労働基準監督署	滝川市緑町2丁目5番30号	RC-2	282	565	S47.12	B	滝川市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造39m) 門(鉄筋コンクリート造)
滝川公共職業安定所	滝川市緑町2丁目5番1号	RC-2	486	972	S55.12	B	滝川市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造204.1m)
滝川公共職業安定所砂川出張所	砂川市西6条北5丁目1	RC-1	373	373	S42.12	B	砂川市	該当なし	門(鉄筋コンクリート造)
滝川公共職業安定所深川分室	深川市1条18番10号	RC-1	473	473	S56.11	B	深川市	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)
名寄労働基準監督署	名寄市西4条南9丁目16番地	RC-2	340	675	S61.12	B	名寄市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造145.2m)
名寄公共職業安定所	名寄市西5条南10丁目2-2	RC-2	433	872	S48.11	B	名寄市	該当なし	塀(コンクリート・ブロック造) 門(コンクリート造)
稚内労働基準監督署	稚内市末広3丁目3番1号	RC-2	238	476	S54.11	B	稚内市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造209.17m)
稚内公共職業安定所	稚内市末広4丁目1番25号	RC-2	365	730	S59.12	B	稚内市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造70m H0.4m) 門(鉄筋コンクリート造)
岩内公共職業安定所	岩内郡岩内町字相生199番地1	RC-2	449	660	S57.12	C	岩内町	該当なし	擁壁(コンクリート造) 門(鉄筋コンクリート造)
岩内職安高台宿舍	岩内郡岩内町高台282番地	RC-3	345.18	1027.74	H9.3	C	岩内町	該当なし	擁壁(鉄筋コンクリート造)
浦河労働基準監督署	浦河郡浦河町堺西1丁目3番31号	RC-1	446	446	S53.11	C	浦河町	該当なし	門(コンクリート造)
浦河公共職業安定所	浦河郡浦河町堺東1丁目5番21号	RC-2	311	631	S52.12	C	浦河町	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造) 擁壁(鉄筋コンクリート造) 門(鉄筋コンクリート造)
小樽公共職業安定所	小樽市色内1丁目10番15号	RC-3	487	1,298	H9.2	C	小樽市	防火扉6枚 防火シャッター3枚	擁壁(コンクリート造) 門(鉄筋コンクリート造)
札幌公共職業安定所	札幌市中央区南10条西14丁目	RC-3	1,357	2,490	S63.9	C	札幌市	防火扉1枚 防火シャッター3枚 耐火クロソステーション3枚	擁壁(コンクリート造)
札幌北公共職業安定所	札幌市東区北16条東4丁目	RC-3	865	1,848	H11.2	C	札幌市	防火扉2枚	塀(鉄筋コンクリート造)
室蘭公共職業安定所伊達分室	伊達市網代町5-4	RC-2	275	488	H9.10	C	伊達市	該当なし	該当なし
室蘭公共職業安定所	室蘭市海岸町1丁目20番地28	RC-2	629	1,110	H3.3	C	室蘭市	該当なし	塀(鉄筋コンクリート造238.72m)
函館公共職業安定所	函館市新川町26番6号函館地方合同庁舎分庁舎	RC-2	2,054	2,054	S42.3	C	函館市	該当なし	該当なし
函館職安江差南が丘合築宿舍204棟	檜山郡江差町南が丘7番地200	B-2	69.64	139.29	S53.11	C	江差町	該当なし	該当なし
北海道労働局新篠岩宿舍敷地	札幌市南区南36条西10丁目250番68	-	-	-	-	D	札幌市	該当なし	塀(コンクリート造)
小樽労働基準監督署幸町宿舍敷地	小樽市幸4丁目20番7	-	-	-	-	D	小樽市	該当なし	擁壁(コンクリート造)

契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 令和元年度北海道労働局施設定期点検業務
- 2 業務場所 別紙対象施設一覧のとおり
- 3 請負代金 ¥ 円 (うち消費税及び地方消費税額¥ 円)

上記の委託業務について、支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 長 正敏 (以下「甲」とする。)と、 (以下「乙」とする。)は次の条項により契約を締結する。

- 第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。
- 第2条 乙は別添仕様書に基づき北海道労働局施設定期点検業務 (以下「業務」という。)を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。
- 第3条 業務の履行場所は、別紙対象施設一覧のとおりとする。
2 業務の範囲及び仕様は、別添仕様書のとおりとする。
- 第4条 契約期間は、契約の日から令和元年11月20日までとする。
- 第5条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。
- 第6条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第7条 乙は、業務全部を一括して、第三者に委任してはならない。
ただし、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、第三者の住所、氏名、委任しようとする業務の範囲及びその必要性、その契約金額を記載した書面を提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 第8条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了した後といえども同様とする。
- 第9条 業務実施のため必要な機械器具、資材、消耗品等は、乙の負担とする。
- 第10条 乙は、業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
3 甲は、乙の従事者を不相当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。
- 第11条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員 (以下「監督職員」という。)に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 第12条 甲又は甲の指定する検査職員 (以下「検査職員」という。)は、乙から業務終了の通知を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。
2 乙の業務は、前項の検査に合格したときをもって、完了したものとする。
3 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。
4 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。
- 第13条 乙は、業務を完了したときは、当該期間等に相当する金額の支払を官署支出官 北海道労働局長 (以下「官署支出官」という。)に請求するものとする。
2 官署支出官は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内

に支払うものとする。

第14条 官署支出官は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）により、支払遅延利息を乙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第15条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一部中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約の定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

第16条 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって、書面により通告し、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

3 甲は、前項の規定により解除をする場合には、乙に損害賠償を請求できるものとする。

4 前項に規定する損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

5 乙は、第2項の規定によりこの契約が解除される場合には、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

6 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

第17条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分に係る関係書類の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（委任先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

第18条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第19条 乙が第16条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）により、支払遅延利息を甲に支払うものとする。

第20条 乙は、第15条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合若しくは第16条第1項又は第2項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。
ただし、乙は、甲に対して、既に経過した期間における業務の終了部分に相当する金額の支払を請求できるものとし、この場合は第12条から第14条までの規定を準用するものとする。

2 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

3 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続きに関する費用を含むものとする。

4 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

5 第2項に規定する損害賠償の額は、甲、乙が協議して定めるものとする。

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ) 又は暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第 22 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 23 条 乙は、第 21 条及び第 22 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、第 21 条及び第 22 条各号の一に該当する者 (以下「解除対象者」という。) を下請負人等 (下請負人 (下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。) 及び再受託者 (再委託以降のすべての受託者を含む。) 並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約しなければならない。

第 24 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第 25 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入 (以下「不当介入」という。) を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行なうものとする。

第 26 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

第 27 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めることとする。

第 28 条 この契約について、甲乙協議を要するものにつき協議が整わないとき又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決あつせんを求めるものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙との間において平等に負担する。

第 29 条 本契約に関する訴えの管轄については、北海道労働局の所在地を管轄する札幌地方裁判とす。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 長 正敏

乙